

特定(介護予防)福祉用具販売 有限会社あゆみ介護文京運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社あゆみ介護文京が(以下「事業所」という。)が行う指定特定及び介護予防福祉用具販売の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、看護婦(士)、准看護婦(士)、保健婦(士)、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は、都道府県知事が指定した専門相談員講習会修了者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者(以下「専門相談員」という))が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護状態及び要支援状態にある高齢者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえ、適切な特定(介護予防)福祉用具販売の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者を介護する者の負担軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 有限会社あゆみ介護文京
- 二 所在地 東京都文京区千駄木 5-28-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 二 専門相談員 常勤換算 2名以上
専門相談員は、適切な特定(介護予防)福祉用具販売の選定の援助、取付け、調整及び特定福祉用具販売計画の作成等を行う
- 三 事務職員 1名
必要な事務を行う

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日
ただし、祝日及び12月29日から1月4日までを除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法、内容及び販売費用の額等)

第6条 特定及び特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法及び内容は次のとおりとし、特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売費用の額は、別紙料金表によるものとする。

2 専門相談員は特定(介護予防)福祉用具販売にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定(介護予防)福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的な特定(介護予防)福祉用具販売の内容等を記載した特定(介護予防)福祉用具販売計画を作成する。

3 特定(介護予防)福祉用具販売にあたっては、特定(介護予防)福祉用具販売計画に基づいた適正な特定福祉用具を選定し、専門的知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供するとともに、販売する特定福祉用具の機能、使用方法、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。また、利用者の心身の状況に応じて福祉用具の調整等を行う。

4 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う特定(介護予防)福祉用具販売に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実額を徴収する。

(1) 事業所から、通常の事業の実施地域を越えて1kmにつき 300円

(2) 特別な搬入による場合 実 費

5 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、文京区、台東区、北区の区域とする。

(相談・苦情対応)

第8条 当事業所は、利用者からの相談・苦情に対する窓口を設置し、販売した特定(介護予防)指定福祉用具に係わる利用者の要望・苦情に、迅速に対応する。

(事故処理)

第9条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じる。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分周知する。

二 虐待防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、虐待の防止のための研修会を定期的に実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての重要事項)

第11条 特定(介護予防)指定福祉用具販売事業所は、専門相談員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3カ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項については有限会社あゆみ介護文京と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。